

これまでの三重県スポーツ推進審議会における審議の取りまとめ

1 審議の概要について

今後のスポーツ推進を図るため、第7次三重県スポーツ振興計画に位置づけている4つの基本施策（「子どもたちの体力の向上」「地域スポーツの推進」「競技力の向上」「スポーツ基盤の整備」）について審議しました。

委員から出された主な意見は、以下のとおりです。

(1) 子どもたちの体力の向上

(子どもたちへの意識づけ)

- 子どもたちの体力の状況（小学校から高校まで）を記録した「体育ノート」のようなものを作成し活用する。それによって、本人・保護者が体力・運動能力の状況を把握し、内発的な気づきが運動やスポーツに積極的に取り組むきっかけとなる。
- 体力づくりについて、平成19年度から平成20年度の文科省のモデル事業で、スポーツ推進委員が中心となって体力測定を行った。子どもたちだけでなく、親も一緒に「ファミリーフィットネス」のようなものをやればよいと思う。そういうことによって、子どもの状況がよく分かるようになるのではないか。

(学校における運動への取組)

- 年代に応じた「運動プログラムカード」等を策定し、各学校に配布して職場で活用してもらうといった取組を行い、子どもたちに楽しく体を動かしてもらえるようにしてはどうか。
- 休み時間を使っての工夫の事例として、600mのグラウンドの中のサークルを使っての運動がよかったです。PTAや地域の人が子どもたちの体力の向上のためにつくってくれたタイヤや平均台、ウンティ、上り棒等があった。自然と筋力を使った。部活動以外の時間で体力の基礎を作ってくれた。そんな工夫が必要かと思う。
- 体育を中心に据えた学校づくりを行っている学校は、体力の状況も全国、三重県の平均を上回っている。もっと広めていくことが大切である。
- 体力づくりに優れた学校を「モデル校」として指定し模範としてはどうか。
- 学校で補えない部分は地域で補っていく。総合型地域スポーツクラブを活用し、相互に連携しつつ指導者の交流を含めた人材活用を行うべきである。
- 外部人材、教員OB、ボランティア等を発掘・活用し、学校で子どもたちが運動する機会を増やす必要がある。

(2) 地域スポーツの推進

(総合型地域スポーツクラブの定着と活用)

- 子どもたちの体力づくりは、総合型クラブが大きく関わってくる。8歳までに運動習慣をつける必要がある。保育園、幼稚園の年代から親と一緒に総合型クラブを軸とした活動を行うべきである。
- 母親は妊娠中や出産後の育児で運動不足となってしまう。その解消とママコミュニティの形成のため、母親の総合型クラブの活用も考えるべきである。
- 県の役割として、助成金を出すことも一つかもしれないが、ほかに優れた取組をしているクラブを表彰したり、広報等を通じて県民に総合型クラブの存在を知らしめるきっかけづくりをしたり。それと、施設を整備すること。この施設は大きな箱ものばかりでなく、川沿いの土手をウォーキングコースにしたり、貸自転車やサイクリングロードを整備するなど。市や町や総合型クラブでできないことを県でサポートしてほしい。
- スポーツ基本計画（案）の中では、総合型クラブでの大学の活用や学校との連携を唱っている。学校開放もすべきである。
- スポーツ推進委員には、これからコーディネート作業が求められるが、スポ少、学校、総合型地域スポーツクラブ、企業、体協等が集まって会議することをしてほしい。その中でよい方向を見出してほしい。これはスポーツ基本計画（案）にも盛り込ませてもらった。
- 市や町ではまかないきれない県全体のよいところを紹介してもらうような役割を「みえ広域スポーツセンター」に担ってもらいたい。横の連絡をとって一層の取組を行いたい。

(障がい者スポーツの推進)

- 障がい者スポーツは、ハード面の整備が重要である。但し、障がい者が利用しやすくなると、今度は健常者が使いづらくなってしまうこともある。どちらも遠慮せずに使える施設の整備をしていく必要がある。
- 障がい者の皆さん気が持ちよくスポーツできるためには、インドア施設の充実も考えるべきである。

(スポーツを通した地域の活性化)

- 「地域スポーツ」は、これから鍵となり重要である。スポーツ全体が県民に支持されるかどうか、ここにかかっている。
- スポーツの持っている力が、地域を変え社会を変える。換言すれば、「スポーツが地域をつくる、地域がスポーツをつくる」というのが、地域とスポーツの関係だと思う。

- マラソン大会の開催は、経済効果があり市町は活性化する。今ブームなので体力向上のためにも、市町の活性化のためにも良いチャンスである。
- 現在、スポーツリーダーバンクがあるが、スポーツボランティアバンクをつくるのであれば、実際に活用しやすい体制づくりを行うべきである。
- 具体の方策に追加する「スポーツを通した地域の活性化」のフレーズについては、総合型地域スポーツクラブが取り組む内容と重なるため、スポーツを産業の発展や観光振興につなげるという新たな視点であれば、「スポーツを通した産業と観光の活性化」とした方が良いのではないか。

(その他)

- 県のできることの一つとして提案したい。一つは、新生児（3歳児）検診時にやってもらいたいこととして、スポーツの重要性について、これから生きていくうえで、体力・スポーツがないとどうなるかといった教育をするチャンスを設けてほしい。私の提案で、神奈川県では実施している。
- 県として、「スポーツノー残業デー」をつくってはどうか。スポーツをするきっかけづくりとして、それもいいのではないか。
また、日本サッカー協会で年1回サッカーデーを設けている。体協等が「△△デー」を決めてスポーツの普及に努めたり、職場で期間を決めて「スポーツをする日」をつくったり。市や県が音頭をとってやるのもよいのでは。きっかけづくりをすることも大切である。

(3) 競技力の向上

(競技者の発掘・育成)

- オリンピック出場選手や一流選手が来て指導するというのは、子どもたちにとって非常に刺激になるはずである。また、一流選手の体力値を直に見せると「一流選手ってすごいんだなあ。体力があるんだなあ。」と思い、体力の必要性を感じてくれるのではないか。
- トップアスリートの指導は、選手のみならず、指導者の養成ということにもつながっていくと思う。
- 四日市に特別にいい施設が必要。高校も例外的な措置を講じてほしい。その代り、土・日曜日に学校体育施設を地域に開放するなどしながら、地域スポーツにも還元すればよいと思う。
- 子どもたちが全国で優勝したいという夢を持った時に流れる。全国で優勝したいという夢、それが県内で叶うかどうかを子どもたちも考える。一つには指導者の問題もあるが、競技団体が、ジュニアから高校生、社会人と一連の競技スポーツのサイクルの中で、うまく機能していくことが重要であり、また、その団体をバックアップしていくことが重要である。

- 競技力を向上させるためには、効果的なトレーニング方法などスポーツ医学に関する論文や最新情報などを、迅速に現場にフィードバックできるような仕組みをつくる必要がある。

(指導者の確保)

- 県外で活躍しているO.B（例えば瀬古利彦さん、吉田沙保里さんの父、小倉隆史さんなど）を「ふるさとコーチ（スポーツ大使）」として、県内の選手指導にあたってもらうことはできないか。

(学校運動部活動の強化)

- 県内トップレベルの高等学校運動部活動を強化指定し、高校生の競技力向上を図ることで、将来、オリンピック等国内外の大会で活躍する選手を育成する。
- 選手の強化に向けて、特定の地域に特別にいい施設が必要である。高校も例外的な措置を講じてほしい。土・日曜日には、学校体育施設を開放するなどしながら地域スポーツの拠点としても活用できればと思う。

(地域密着型スポーツの推進)

- 伊賀F.Cくノ一は、なでしこのトップリーグでプレーしている。それを知っている人が三重県にどれくらいいるのか。少ないと感じる。まずは、県民に興味を持ってもらうことが最初。メディアを使って、周知に力を入れること。そうしないと県外に出て行ってしまう。

(国民体育大会に向けて)

- 前回の三重国体で優勝した経験がある。何故達成できたのか、その時によかった点を活かして、指導者としては10年先の国体ではトップを持っていきたい。前回は「競技力対策本部」をつくった。例えば、テニスは一貫指導をして、その指導者が戻ってくる。素晴らしいスタイルを持っている。それがなくなつて競技力も低迷してきたよう思う。
- あるべき姿の3年後、6年後、10年後といった期間を設けて、計画的な実施を競技団体と対策本部とが連携してやっていく必要がある。

(4) スポーツ基盤の整備

資料2-1 にて整理

「第7次三重県スポーツ振興計画」を推進するための【具体的方策】及び【主な取組内容】（案）

【基本施策】

1
子
ど
も
た
ち
の
元
気
づ
く
り

2
地
域
の
ス
ポ
ル
ト
づ
く
り
推
進

3
県
競
民
技
の
力
規
模
夢
づ
く
り
上
向
上
大
会
の
招
致

4
元
ス
気
ボ
の
基
本
基
盤
づ
く
り
整
備

第7次三重県スポーツ振興計画（H23～H26）

【具体的方策(14本)】 【主な取組内容(45本)】

【具体的方策(2本)】 【主な取組内容(9本)】

- (1) 子どもたち自らが体を動かすことに意欲的になる
 - 授業づくり
 - ①教員の資質向上
 - ②授業の工夫改善
 - ③新体力テストの有効活用と継続実施
 - ④運動環境の整備
 - ⑤運動場の芝生化
- (2) 運動部活動の充実
 - ①指導者の派遣・養成
 - ②合同運動部活動の促進
 - ③学校体育大会の支援
 - ④全国体育大会の開催

【具体的方策(5本)】 【主な取組内容(14本)】

- (1) 総合型地域スポーツクラブの育成支援
 - ①「みえ広域スポーツセンター」による支援
 - ②関係団体との連携
- (2) 県民参加のスポーツイベントの充実
 - ①みえスポーツフェスティバルの開催
 - ②美（うま）し国三重市町対抗駅伝の開催
- (3) 女性のスポーツ参加
 - ①体育授業の工夫改善
 - ②スポーツ環境の充実・整備
 - ③女性のスポーツへの参画
- (4) 高齢者のスポーツ
 - ①老人クラブの活動支援
 - ②シニアスポーツ交流大会の開催
 - ③全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣
 - ④スポーツ教室の開催
- (5) 障がい者のスポーツ
 - ①普及啓発と機会づくり
 - ②イベントの開催と大会への選手派遣
 - ③障がい者スポーツ指導員の養成

【具体的方策(4本)】 【主な取組内容(13本)】

- (1) 競技力の向上
 - ①競技力向上を推進する組織の設置
 - ②本県代表選手等の意識向上
 - ③選手の強化
 - ④競技者の発掘・育成
 - ⑤指導者の養成
 - ⑥指導者の確保
 - ⑦学校運動部活動の強化
- (2) スポーツ医・科学の活用
 - ①スポーツ医・科学サポートの充実
 - ②スポーツ医・科学情報の活用
 - ③アンチ・ドーピングの啓発
- (3) 国際大会や全国大会で活躍した選手などの顕彰
 - ①顕彰と広報の充実
- (4) 大規模大会の開催・招致
 - ①全国体育大会の開催
 - ②国民体育大会の開催

【具体的方策(3本)】 【主な取組内容(9本)】

- (1) スポーツ施設の整備運営
 - ①「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直し
 - ②県営スポーツ施設の公認更新
 - ③県営スポーツ施設の管理運営
 - ④県立学校体育施設の整備
 - ⑤県立学校体育施設の活用
- (2) スポーツ情報提供の充実
 - ①ホームページ等の充実
- (3) スポーツにおける危機管理の充実
 - ①安全指導の推進
 - ②危機管理体制の整備
 - ③施設の安全確保

審議内容をふまえた意見の取りまとめ

【具体的方策(15本)】 【主な取組内容(52本)】 【追加項目(6本)】

【具体的方策(2本)】 【主な取組内容(12本)】 【追加項目(2本)】

- (1) 子どもたち自らが体を動かすことに意欲的になる
 - 授業づくり
 - ①教員の資質向上
 - ②授業の工夫改善
 - ※運動プログラムカードの活用
 - ③新体力テストの有効活用と継続実施
 - ※「体育ノート」の作成・活用
 - ④子どもたちが運動する機会の拡充
 - ⑤体力づくりモデル校・モデル市町の指定
 - ⑥人材の有効活用による地域スポーツと学校スポーツの連携
 - ⑦運動環境の整備
 - ⑧運動場の芝生化
- (2) 運動部活動の充実
 - ①指導者の派遣・養成
 - ②合同運動部活動の促進
 - ③学校体育大会の支援
 - ④全国体育大会の開催

【具体的方策(6本)】 【主な取組内容(18本)】 【追加項目(1本)】

- (1) 総合型地域スポーツクラブの育成支援
 - ①「みえ広域スポーツセンター」による支援
 - ※優れた活動に対する顕彰と情報発信
 - ②関係団体との連携
 - ③総合型地域スポーツクラブの活用
- (2) 県民参加のスポーツイベントの充実
 - ①みえスポーツフェスティバルの開催
 - ②美（うま）し国三重市町対抗駅伝の開催
- (3) 女性のスポーツ参加
 - ①体育授業の工夫改善
 - ②スポーツ環境の充実・整備
 - ③女性のスポーツへの参画
- (4) 高齢者のスポーツ
 - ①老人クラブの活動支援
 - ②シニアスポーツ交流大会の開催
 - ③全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣
 - ④スポーツ教室の開催
- (5) 障がい者のスポーツ
 - ①普及啓発と機会づくり
 - ②イベントの開催と大会への選手派遣
 - ③障がい者スポーツ指導員の養成
 - ④障がい者にやさしいスポーツ環境
- (6) スポーツを通した産業・観光の振興
 - ①スポーツを活用した地域づくりの推進
 - ②スポーツボランティアの活用

【具体的方策(4本)】 【主な取組内容(13本)】 【追加項目(3本)】

- (1) 競技力の向上
 - ①競技力向上を推進する組織の設置
 - ②本県代表選手等の意識向上
 - ③選手の強化
 - ④競技者の発掘・育成
 - ※オリンピアンズ等の活用
 - ⑤指導者の養成
 - ⑥指導者の確保
 - ※みえスペシャルコーチの活用
 - ⑦学校運動部活動の強化
 - ※高等学校運動部の強化指定
- (2) スポーツ医・科学の活用
 - ①スポーツ医・科学サポートの充実
 - ②スポーツ医・科学情報の活用
 - ③アンチ・ドーピングの啓発
- (3) 国際大会や全国大会で活躍した選手などの顕彰
 - ①顕彰と広報の充実
- (4) 大規模大会の開催・招致
 - ①全国体育大会の開催
 - ②国民体育大会の開催

【具体的方策(3本)】 【主な取組内容(9本)】

- (1) スポーツ施設の整備運営
 - ①「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直し
 - ②県営スポーツ施設の公認更新
 - ③県営スポーツ施設の管理運営
 - ④県立学校体育施設の整備
 - ⑤県立学校体育施設の活用
- (2) スポーツ情報提供の充実
 - ①ホームページ等の充実
- (3) スポーツにおける危機管理の充実
 - ①安全指導の推進
 - ②危機管理体制の整備
 - ③施設の安全確保

「三重県営スポーツ施設整備方針」
の見直しにより、
「三重県スポーツ施設整備方針
(仮称)」(案)で整理しています。

「第7次三重県スポーツ振興計画」を推進するための【具体的方策】及び【主な取組内容】（案）

審議会における審議を踏まえ、取りまとめた内容は次のとおりです。

◎全体

【基本施策】 4本 (変更なし)

【具体的方策】 14本 ⇒ 15本 (1本増)

【取組内容】 45本 ⇒ 52本 (7本増)

【取組内容の記述に追加する項目】 ⇒ 6項目

○基本施策1 子どもたちの元気づくり《子どもたちの体力の向上》

- ⑥ 【具体的方策】 2本 (変更なし)
【取組内容】 9本 ⇒ 12本 (3本増)
【取組内容の記述に追加する項目】 ⇒ 2項目

○基本施策2 地域の活力づくり《地域スポーツの推進》

- 【具体的方策】 5本 ⇒ 6本 (1本増)
【取組内容】 14本 ⇒ 18本 (4本増)
【取組内容の記述に追加する項目】 ⇒ 1項目

○基本施策3 県民の夢づくり《競技力の向上、大規模大会の招致》

- 【具体的方策】 4本 (変更なし)
【取組内容】 13本 (変更なし)
【取組内容の記述に追加する項目】 ⇒ 3項目

○基本施策4 元気の基礎づくり《スポーツ基盤の整備》

- 【具体的方策】 3本 (変更なし)
【取組内容】 9本 (変更なし)
【取組内容の記述に追加する項目】 なし

「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直しにより、
「三重県スポーツ施設整備方針(仮称)」(案)で整理しています。
※取組内容等の変更はありません。

1 子どもたちの元気づくり《子どもたちの体力の向上》

(1) 子どもたち自らが体を動かすことに意欲的になる授業づくり

②授業の工夫改善

- 子どもたちにとって「動く・学ぶ・できる・集う」という4つの喜びや競う楽しさを味わえる「魅力ある授業づくり」や、適切な運動量が確保される授業の工夫改善を推進します。

(追加記述)



- 子どもたちにとって「動く・学ぶ・できる・集う」という4つの喜びや競う楽しさを味わえる「魅力ある授業づくり」や、適切な運動量が確保される授業の工夫改善を推進します。

また、「運動プログラムカード」などを活用し、子どもたちが楽しく体を動かせるよう、授業づくりを支援します。

③新体力テストの有効活用と継続実施

- 子どもたちが、自らの体力について関心を持ち、意欲的に体力向上に取り組むことが重要であるため、新体力テストの結果を「体力の成長記録」として有効活用されるよう、市町教育委員会と連携をはかり、新体力テストの継続実施に向けた学校の取組を支援します。

(追加記述)



- 子どもたちが、自らの体力について関心を持ち、意欲的に体力向上に取り組むことが重要であるため、新体力テストの結果を「体力の成長記録」として有効活用したり、「体育ノート」を作成・活用するなどの取組が進むよう、市町教育委員会と連携をはかり、新体力テストの継続実施に向けた学校の取組を支援します。

(新規取組内容)

(新規取組内容)

(新規取組内容)

④子どもたちが運動する機会の拡充

- 休み時間等を活用した運動や体育行事などを通して、子どもたちが運動する機会が拡充されるよう、市町教育委員会と連携をはかりながら、体力向上に向けた学校の取組を支援します。

⑤体力づくりモデル校・モデル市町の指定

- 体力づくりを推進する学校や市町を、「モデル校」・「モデル市町」として指定し、その取組内容を県内に広め、子どもたちの体力向上を目指します。

⑥人材の有効活用による地域スポーツと学校スポーツの連携

- 総合型地域スポーツクラブの指導者をはじめ、地域のスポーツ人材を学校の体育活動に有効に活用するなど、地域スポーツと学校スポーツの連携を促進します。

2 地域の活力づくり《地域スポーツの推進》

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

①「みえ広域スポーツセンターに」による支援

- 市町や総合型クラブを訪問し、その現状を把握するとともに、総合型クラブ間の情報交換や連携・交流を推進します。
- 総合型クラブの現状に応じて、専門的な立場から適切な指導助言を行うとともに、運営に有益な情報を提供します。
- 総合型クラブの安定した運営と定着に向けて、クラブマネジャーーやスタッフ、指導者を育成します。

(追加記述)



(新規取組内容)

- 市町や総合型クラブを訪問し、その現状を把握するとともに、総合型クラブ間の情報交換や連携・交流を推進します。
- 総合型クラブの現状に応じて、専門的な立場から適切な指導助言を行うとともに、運営に有益な情報を提供します。
- 総合型クラブの安定した運営と定着に向けて、クラブマネジャーーやスタッフ、指導者を育成します。
- 総合型クラブの優れた活動に対して顕彰を行うとともに、広報パンフレットやホームページ、メールマガジンなどを活用して、総合型クラブの現状や魅力などの情報を積極的に発信します。

③総合型地域スポーツクラブの活用

- 幼児期からの運動や親子での運動、育児中の母親が運動する場などとして総合型クラブが活用されることにより、地域のコミュニティー形成につながるよう、市町と連携しながら総合型クラブの活動を支援します。

⑤障がい者にやさしいスポーツ環境

- 障がいのある人がスポーツに親しむことができるよう、市町や関係団体等と連携しながら、障がいのある人が安心して利用できるスポーツ施設の整備や情報提供などに取り組みます。

（5）障がい者のスポーツ

(新規取組内容)

①スポーツを活用した地域づくりの推進

- スポーツを経済の発展や観光振興につなげるため、関係者による会議を設置し検討を進めるとともに、市町による「スポーツコミッショング」の推進に向けた取組を支援し、スポーツを活用した地域づくりを推進します。

- 県内トップチームの選手によるスポーツ教室の開催や、スポーツ医学に関する有識者及び学生等によるスポーツ大会の支援など、スポーツ資源の有効活用によって、地域のスポーツ活動を活性化します。

②スポーツボランティアの活用

- スポーツ大会やイベント等に「スポーツボランティア」として活動する人材を育成するとともに、その啓発と活用を進めます。

（6）スポーツを通した産業・観光の振興（新規具体的方策）

(新規取組内容)

(新規取組内容)

3 県民の夢づくり《競技力の向上、大規模大会の招致》

(1) 競技力の向上

④競技者の発掘・育成

- 競技者を発掘するため、競技経験のない小学生および中学生を対象に、競技スポーツに出会う機会を創出し、中央競技団体による「競技者育成プログラム」を参考に、本県の実情にあつた選手育成や選手層の拡大に、競技団体と連携して取り組みます。

⇒

(追加記述)

- 競技者を発掘するため、競技経験のない小学生および中学生を対象に、競技スポーツに出会う機会を創出し、中央競技団体による「競技者育成プログラム」を参考に、本県の実情にあつた選手育成や選手層の拡大に、競技団体と連携して取り組みます。

⑥指導者の確保

- 競技者としての経験を本県スポーツの競技力向上に活かすため、中学校および高等学校の「保健体育」の教員採用選考試験において、選手として国際大会や全国大会などで優秀な成績を収めた方を対象としたスポーツ特別選考を実施するなど、指導者の確保に努めます。

⇒

(追加記述)

- 競技者としての経験を本県スポーツの競技力向上に活かすため、中学校および高等学校の「保健体育」の教員採用選考試験において、選手として国際大会や全国大会などで優秀な成績を収めた方を対象としたスポーツ特別選考を実施するなど、指導者の確保に努めます。

⑦学校運動部活動の強化

- 中学校および高等学校の運動部活動について、強化指定校制度などの強化のあり方について、調査・研究します。

(追加記述)

⇒

- 中学校の運動部活動について、強化指定校制度など強化のあり方にについて調査・研究を進めるとともに、高等学校の運動部活動を強化指定し、高校生アスリートの競技力向上をはかります。

基本施策4 「元気の基礎づくり《スポーツ基盤の整備》」 にかかる審議の取りまとめ

(■ : 審議会で出された意見 □ : 専門委員会で出された意見)

1. 施設整備の方向性

(1) 県営スポーツ施設の整備・充実

- ① 県営スポーツ施設は、県内のスポーツ施設の中心的な役割を担うことから、老朽化や競技規則の変更に対応する。
- 三重県にも能力のある子どもたちはたくさんいる。しかし、施設が老朽化していることなどから、競技環境に魅力がないため、県外へ流出している状況がある。
- 県営スポーツ施設は競技力向上の拠点になるべきである。
- ② 競技者が目標や意欲を持って活動できる環境が整った施設を整備する。
- 施設が充実し、目標を持って良い指導者のもとで練習ができれば、自ずと成果が上がってくる。
- ③ 障がい者や高齢者など、すべての利用者が使いやすい施設を整備する。
- 主要な施設には、バリアフリー機能や乳幼児のための託児所、メディアースや業務用エレベーターなどさまざまな機能が必要である。

(2) 新たなスポーツの拠点づくり

- ① 競技力向上の拠点とするため、県立高校の中に拠点校を指定し、学校体育施設の整備・充実を行う。
- 学校体育施設を充実すれば、競技力強化の場としてだけではなく、選手の県外流出などを防げる。また、地域スポーツの愛好者等にも開放することで、地域スポーツの拠点としても活用される。

(3) トップアスリートやプロの選手を見ることができる施設の整備

- ① プロ野球やJリーグの公式戦が開催できる施設の整備を進める。
- 県内でプロの試合や、日本のトップ選手の試合を見る機会は必要である。
- 見るスポーツを通して運動意欲を増進させることができる。
- 競技力の面からみても素晴らしい環境で練習や試合ができるることはジュニア選手の競技力の向上につながる。

- 新たな施設を整備することにより、そこに多くの人が集い、出会いが生まれ、絆が育まれる。このことにより、多くの子どもたちの可能性が広がる。
- プロが来ると、子どもたちも、指導者も嬉しい。子どもに経験させることは大きなプラスになる。

(4) 県と市町の連携

- ① 県は、市町と連携して、スポーツ施設の整備を進める。
- 県営施設にとどまらず、市町と連携し、市町の施設も含めた複合的な施設整備を行えば、県や市町の負担を少なくできるし、県民の理解も得られやすい。
- ② 県内の主要なスポーツ施設の整備にあたっては、県と市町が調整しながら、整備を進める。
- 財政が大変厳しい状況であるが、平成33年の国民体育大会に向けて、県の施設や市町の施設も互いに連携しながら、スポーツ施設の総数を引き上げる必要がある。

2. 施設整備にあたっての留意事項

(1) 仕様・機能

- ① 障がい者や高齢者など、すべての人にやさしい仕様とする。
- 障がいのある方や高齢者が、使いやすい施設を望まれている。
- ② 防災拠点としての機能、太陽光発電など環境にやさしい機能を付加する。
- 整備にあたっては、施設の空きスペースに、防災用品を備蓄するなどして防災機能の向上を図れば、スポーツに関心のない人にも整備に対しての理解が得られる。
- 太陽光発電等のエネルギー対策で、環境にやさしい施設といった視点も必要である。

(2) 立地・アクセス

- ① スポーツ施設を整備する場合は、多くの利用者を集客するため、人口集積や交通アクセスが充実している地域を選定する。
- 県の中核的なスポーツ施設は、人口の集中している北勢地域に配置すべきである。南勢地域については、観光地の利点も上手に活かして、滞在と観光に特化したスポーツ施設づくりをしていく考え方もある。
- 3万人収容規模の施設ができても、電車等公共交通機関が充実していないと、うまく集客できない。

② 施設に付帯する駐車場は、十分な駐車台数を確保する。

□ 駐車場対策をしないと、交通渋滞等で施設の近隣住民の方々に迷惑をかける施設になる。

(3) 市町への支援

① 県は、市町が行う大規模大会等が開催可能なスポーツ施設の整備に対して、財政支援する。

□ 市町への補助については、整備すればどんなものでも補助するのではなく、大規模大会が開催できるような大きな施設や、市町の経済発展も視野に入れた競技施設など、線引きして考えなければならない。

(4) 財源の確保

① 施設整備にあたっては、国の諸制度を活用し、財政負担の最小化を図る。

■□ 都市公園補助金や合併特例債などの国の補助や起債およびネーミングライツを活用するなど、あらゆる手段で財源を確保する必要がある。

② 民間資金の活用についても検討する。

□ PFIの事業が割と成り立ちやすいのがスポーツ施設である。

(5) その他

□ 競技スポーツと生涯スポーツが、同じように回っていかないと、県全体のスポーツの振興は望めない。このことから、整備にあたっては、競技スポーツと生涯スポーツの視点を両面で考えていく必要がある。

専門委員会における専門委員の意見

専門委員からいただいた意見の概要は次のとおりです。

1. 施設設計の視点

- (1) 既存施設の改修については、耐震、キャパシティ、施設基準の問題等から、対応できない場合があり、改修方法をよく検討する必要がある。一般的に陸上競技場の大改修と新築では費用面でほとんど変わらないのが現状である。
- (2) 陸上競技場を改修して、陸上とサッカーの兼用スタジアムにするとしても、Jリーグの施設基準は大変厳しい。陸上競技場は、陸上競技専用とした方がよい。
- (3) サッカースタジアムの整備にあたっては、Jリーグの施設基準は変更が多いことから、計画時には基準の変更について情報収集を行い、将来を見据えた設計をしておく必要がある。
- (4) 大規模施設を改修する場合には、工事に概ね2年程度が必要になることから、その間、中核施設として機能しなくなる。そのことから、改修ではなく別の場所に新設し、現存の施設の活用については、その後に考えてもよい。
- (5) 新たなスポーツ施設の建設にあたっては、多くの県民の理解を得るために、防災機能を備える必要がある。

2. 施設管理の視点

- (1) 総合的な運動公園施設として、1ヶ所に集約することは運営面でも効果的である。
- (2) 都市公園補助金などの国の補助や起債およびネーミングライツを活用するなど、あらゆる手段で財源を確保する必要がある。
- (3) 施設利用者の増加を図るには、住民の健康増進の一環として、市町がスポーツ施設の利用者に対して、利用料金の一部を負担する取組みが効果的である。

- (4) 県でスポーツ資材センターをつくり、器具等を管理して、必要に応じて各市町の施設に器具等をレンタルするようなシステムがあるとよい。各体育館では眠っている器具も多くあり、有効活用もできる。
- (5) 県営の施設が、健康づくりやスポーツ医科学、指導者などのスポーツ情報の発信の拠点となる視点も必要である。そのことにより、地域や県全体のスポーツ推進につながる。

3. 競技者の視点

- (1) 三重県にも運動能力が優れている子どもたちはたくさんいるが、魅力あるスポーツ施設がないことから、選手の県外流出の原因のひとつになっている。その定着を図るためにも魅力ある素晴らしい施設整備が必要である。
- (2) 県立高校の体育施設を競技力向上や地域スポーツの拠点として整備し、そのスポーツ施設を地域へ開放することが必要である。
- (3) 他県においては、県大会の決勝をプロが使用できる施設で実施しているが、本県には、そのような施設はなく、競技力の向上を図るためにも必要である。

4. 市町の視点

- (1) 市町が、プロの試合などが開催できる大規模なスポーツ施設の整備を単独で行うことは財政的に困難であることから、整備にあたっては、県で進めてほしい。
- (2) 市町が大規模な施設を整備する場合は、県の補助制度が必要である。

「三重県スポーツ施設整備方針（仮称）」（案） の策定について

1. 策定の趣旨

本県においては、昭和50年の三重国体を契機に県営総合競技場、県営ライフル射撃場、県営松阪野球場を整備しました。また、昭和63年5月に「三重県営スポーツ施設整備方針」を策定し、県営鈴鹿スポーツガーデンの整備に取り組んできました。

しかし、整備方針策定後20年余りが経過し、スポーツ施設の基準の改正や利用者ニーズの多様化などスポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化しています。

一方、本県では、平成25年の全国中学校体育大会、平成30年の全国高等学校総合体育大会、さらには、平成33年の国民体育大会の開催が予定されています。

このようなことから、今後の本県におけるスポーツ施設整備の方向を示すため、「三重県スポーツ施設整備方針（仮称）」（案）を策定しました。

2. 策定の考え方

（1）整備方針の対象等

現整備方針では、その対象を県教育委員会が所管するスポーツ施設を中心していましたが、新整備方針においては、県、市町が整備するスポーツ施設を対象としています。

また、現整備方針では、具体的な整備内容を明記していましたが、新整備方針においては、今後のスポーツ施設の整備の考え方や方向性について示しています。具体的な整備内容については、別途「三重県スポーツ施設整備計画（仮称）」を策定することとしています。

「三重県スポーツ施設整備方針（仮称）」（案）

1. 施設整備にあたっての考え方

スポーツ施設整備の基本的な考え方は次のとおりです。

- (1) 県民がスポーツを「する」「みる」「支える」といった様々な関わりを通して、人と人、地域と地域の絆づくりが進みます。そのため、その基盤となるスポーツ施設は、競技力の向上と地域スポーツの推進の観点から整備する必要があります。
- (2) 県営スポーツ施設は、本県スポーツの拠点施設として位置付けられます。今後、平成33年に予定される国民体育大会の開催等を見据え、計画的に整備・充実していく必要があります。
- (3) 本県の公共スポーツ施設は、近隣の他府県と比べてその規模や数は十分とはいえない状況です。このため、新たにスポーツの拠点づくりを進めることにより、施設水準の向上や施設総数を引き上げる必要があります。
- (4) トップアスリートやプロ選手の一流のプレーは、県民に夢、希望、感動を与えるとともに、運動意欲の向上や競技力の向上につながります。このため、トップアスリートやプロ選手を見ることができるスポーツ施設の整備が必要となっています。
- (5) 本県は、地理的特性や主要な都市が地域に分散していることから、スポーツ施設の集積度が低い状況となっています。このため、スポーツ施設の整備にあたっては、県と市町が連携して、総合的に進める必要があります。
- (6) スポーツ施設では、そこに多くの人が集い、出会いが生まれ、絆が育まれます。このことから、スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、スポーツ施設を整備していく必要があります。

2. 施設整備の方向性

本県のスポーツ施設の整備については次のとおり進めます。

(1) 県営スポーツ施設の整備・充実

- 県営スポーツ施設は、県内のスポーツ施設の中心的な役割を担うことから、老朽化や競技規則の変更に対応します。
- 競技者やスポーツ愛好者が、目標や意欲を持って活動できる環境が整った施設を整備します。
- 障がい者や高齢者など、すべての利用者が使いやすい施設を整備します。

(2) 新たなスポーツの拠点づくり

- 競技力向上の拠点とするため、県立高校の中に拠点校を指定し、学校体育施設の整備・充実を行います。また、整備された学校体育施設については、学校開放事業などを通じて地域スポーツの拠点としても活用します。

(3) トップアスリートやプロ選手を見ることができる施設の整備

- プロ野球やJリーグの公式戦が開催できる施設の整備を進めます。

(4) 県と市町の連携

- 県は、市町と連携して、スポーツ施設の整備を進めます。
- 県内の主要なスポーツ施設の整備にあたっては、県と市町が調整しながら、整備を進めます。

3. 施設整備にあたっての留意事項

施設整備にあたっては、次の事項に留意します。

(1) 仕様・機能

- 障がい者や高齢者など、すべての人にやさしい仕様とします。
- 防災拠点としての機能、太陽光発電など環境にやさしい機能を付加します。

(2) 立地・アクセス

- スポーツ施設は、人口の集積度や地理的状況など地域の特性を活かして整備します。
- スポーツ施設は、交通アクセスを考慮して整備します。
- スポーツ施設に付帯する駐車場は、十分な駐車台数を確保します。

(3) 市町への支援

- 県は、本県のスポーツ推進を図るため、市町が行う大規模大会開催可能なスポーツ施設の整備に対して財政支援を検討します。

(4) 財源の確保

- 施設整備にあたっては、国の諸制度を活用し、財政負担の最小化を図ります。
- 民間資金の活用についても検討します。